第１０５号議案

府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 ８ 年１１月２７日

提出者　府中市長　高　野　律　雄

（説明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年９月府中市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【　　】は注記である。）

改正後	改正前
（定義） 第２条　省　略 ⑴～⑵　省　略 ⑶　幼児　法第４条第１項第２号に規定する幼児のうち、満３歳に満たない者（法第６条の３第９項第２号、第１０項第２号、第１１項第２号若しくは第１２項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第１０項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満３歳に満たない者及びこれらの満３歳以上の児童）をいう。 ⑷～⑼　省　略	（定義） 第２条　省　略 ⑴～⑵　省　略 ⑶　幼児　法第４条第１項第２号に規定する幼児のうち、満３歳に満たない者（法第６条の３第９項第２号、第１０項第２号、第１１項第２号又は第１２項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満３歳に満たない者及び当該満３歳以上の児童）をいう。 ⑷～⑼　省　略

（児童対象性暴力等の防止） 第１２条の２　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	【追　加】
（小規模保育事業の区分） 第２６条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型（法第６条の３第１０項第３号に規定する事業（以下この条において「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。	（小規模保育事業の区分） 第２６条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型とする。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第１２条の次に１条を加える改正規定は令和８年１２月２５日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項の条例で定める日）

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第３条第４項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。